

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期連結 累計期間	第47期 第3四半期連結 累計期間	第46期
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成24年 6月30日	自平成24年 10月1日 至平成25年 6月30日	自平成23年 10月1日 至平成24年 9月30日
売上高(百万円)	40,288	38,344	53,387
経常利益(百万円)	5,885	4,654	6,431
四半期(当期)純利益(百万円)	2,939	2,730	3,112
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,086	3,831	3,232
純資産額(百万円)	53,817	56,578	53,958
総資産額(百万円)	66,171	68,287	69,588
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	110.14	102.56	116.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	110.10	102.38	116.60
自己資本比率(%)	79.3	80.9	75.6

回次	第46期 第3四半期連結 会計期間	第47期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	58.63	43.96

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

株式会社T K C及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第3四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が38,344百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）4.8%減）、営業利益は4,482百万円（前期比22.0%減）、経常利益は4,654百万円（前期比20.9%減）、四半期純利益は2,730百万円（前期比7.1%減）の業績となりました。

当第3四半期における業績は、売上高、営業利益ともに前年同四半期と比較し減少となりました。これは、地方公共団体事業部門において、前期には「住民基本台帳法改正対応」等をはじめとする制度改正に係る大規模なシステム改修がありました。当期においてはこのようなシステム改修が無かったことによるものであり、期初の業績予想のとおり推移しております。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は28,263百万円（前期比1.5%増）、営業利益は4,096百万円（前期比10.2%増）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は38,750百万円（前期比1.6%増）、営業利益を4,558百万円（前期比0.3%増）と見込んでいます。

T K C会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は前期比0.5%増となりました。これは、F X 4クラウドを初めとするクラウドサービスの導入が伸展していることによります。

T K C会員事務所向け及びその関与先企業向けのソフトウェア売上高は、前期比0.8%増となりました。これは、一般法人向けのF X 4クラウドの利用法人数が増加したことによるものです。

システムコンサルティング売上高は前期比6.4%減となりました。これは、前期に公益法人制度改革に伴い新たな会計基準が施行され、クライアントサーバ型のF X 4（公益法人会計用）の新規立ち上げ支援売上がありましたが、当第3四半期はこれが無かったことによるものです。

T K C会員事務所向け及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は前期比5.4%減となりました。これは、従来クライアントサーバ方式で提供してきたF X 4をクラウド方式で運用するF X 4クラウドに変更し、サーバ等のハードウェアの販売を停止したこと、並びに「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を平成24年10月からクラウド化したことに伴い、T K C会員事務所向けのサーバ等のハードウェアの受注が減少したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は7,619百万円（前期比23.8%減）、営業利益は280百万円（前期比85.3%減）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は11,500百万円（前期比4.9%減）、営業利益を1,350百万円（前期比14.5%減）と見込んでいます。

市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比6.7%減となりました。これは、前期が3年に一度の固定資産税評価替処理の基準年度に当たり、前期の処理件数が増加しましたが、当第3四半期はこれが無かったことによるものです。

市町村向けのASPサービス売上高は、前期比11.0%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するASPサービス利用が伸展したことによるものです。

市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比51.6%減となりました。これは、前期に行われた住民基本台帳法改正等の制度改正に伴う大規模なシステム改修業務が終了したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比0.2%増となりました。これは、地方税電子申告に関連する導入支援業務が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は2,460百万円（前期比0.5%増）、営業利益は100百万円（前期比22.2%減）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は3,250百万円（前期比2.3%増）、営業利益を92百万円（前期比1.3%増）と見込んでいます。

紙媒体の印刷物は減少傾向が続いておりますが、当期においては12月、6月、7月の選挙関連商品、DMなど広告商品の受注により、通期の業績は前年並みを保っております。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比2%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退による受注額の減

少が続いていることによります。

D P S (データプリントサービス) 関連商品の売上高は、前期比1.7%減となりました。今期は選挙関連商品の受注が増加しましたが、DMなど広告商品の落ち込みが大きいです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、T K C会員）が組織するT K C全国会（平成25年6月30日現在の会員数1万500名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）T K C全国会については、『T K C全国会のすべて』またはT K Cグループホームページ (<http://www.tkc.jp/>) をご覧ください。

(1) T K C全国会の活動について

T K C全国会の重点活動テーマ

T K C全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう！ ～めざせ！ 中小企業のビジネスドクター～」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針に沿って、全国で20のT K C地域会とともに積極的な活動を展開しています。

1) 重点活動テーマ

-) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
-) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
-) 会計事務所の業務品質と経営効率の更なる向上を図る

2) 行動指針

-) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
-) 継続M A Sシステムを活用した経営助言の実践
-) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
-) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
-) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
-) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
-) O M Sのフル活用による事務所管理体制の構築
-) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、国の施策に沿って、わが国の中小企業の健全な発展のために「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施しているものです。

当社では、こうしたT K C全国会の活動が中小企業の生き残りや健全な発展に寄与し、またT K C全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充及び人的支援などへ積極的に取り組んでいます。

T K C全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

平成25年1月18日に開催された「T K C全国会 政策発表会」において、「T K C全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標」が発表されました。これは、現下の中小企業と会計事務所を取り巻く経営環境を踏まえ、T K C全国会の5つの事業目的（租税正義の実現、税理士業務の完璧な履行、T K C会員事務所の経営基盤の強化、T K Cシステムの徹底活用、前記の目的を達成するための会員相互の啓発、組織運営、互助及び親睦）に加えて新たな政策課題として「中小企業の存続・発展の支援」を掲げ、T K C会員数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標について言及したものとなっています。

この発表から半年が経過し、現在「政策課題と戦略目標」の実現に向けた具体的な活動が始まっています。当社ではT K C全国会の指導のもと、全力を挙げてこの戦略目標の実現を支援してまいります。

(2) 高まる社会からの税理士への期待

平成24年8月30日、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」が施行されました。この目的は、中小企業の経営力強化を図るため、中小企業に対する経営支援の担い手として、別途認定した金融機関、税理士・税理士法人等を「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）として公的な支援機関に位置づけ、その活動を後押しする、中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための施策を講ずることとされています。

T K C全国会では税理士に対する社会の期待に応えるため、T K C会員に対して認定支援機関への積極的な申請を勧奨しています。その結果、平成25年6月30日までに5,221のT K C会員事務所が認定申請を行い、6号認定（平成25年6月5日）までに認定された1万1,156機関のうち、44.4%に当たる4,949機関（税理士、税理士法人及び公認会計士としての認定では8,717機関中56.8%）をT K C会員事務所が占めています。

(3) 認定支援機関への支援活動

中小企業経営力強化支援法が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである「中小会計要領」（平成24年2月公表）です。

当社ではT K C全国会の指導のもと、中小会計要領の普及と定着を図るため、1月下旬から2月末にかけて「中小会計要領初年度移行とT K Cシステム対応実務」研修を全国で80回開催しました。当研修会には約3,000事務所、6,000名が参加しています。

また、これに引き続き当第3四半期においては、認定支援機関であるT K C会員事務所が継続M A Sシステムを利用して事業計画をより効果的に策定することを目的とした、「継続M A Sによる事業計画策定支援の基礎研修会」を実施しました。当研修会には約1,500事務所、2,500名を超える会員・職員が参加しています。

(4) 「中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する」ための活動

国は、中小企業経営者に対して「自らの経営状況（P / L、B / S等）や資金繰りへの説明能力を高める」ことと、「期中管理（経営計画や資金繰り計画の作成等）」の実施を求めています。

しかし、中小企業の現状を見ると、期中は「現金主義」による記帳を行い、決算時にだけ「発生主義」による決算書を作成するケースが多く存在します。こうした場合、掛取引などが月次決算に反映されないなどにより、経営者は期中における正しい業績を把握することができません。経営者が会社の業績を正しく把握し、中小企業経営力強化支援法が求める「資金繰りへの説明能力の向上」と「期中管理の実施」を実現するためには、中小会計要領に準拠したタイムリーな記帳と発生主義に基づく「月次決算」が不可欠です。

当社では、T K C会員が中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況のモニタリングを支援するF Xシリーズの普及促進と、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期予算）の策定を支援する継続M A Sシステムの利用拡大に注力しています。

平成25年6月30日現在で、F Xシリーズは約17万2,000社（前年同月比110.6%）の関与先企業で利用され、継続M A Sシステムは約7,000事務所（前年同月比102.3%）に利用されています。

(5) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、T K C会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。これは、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している、当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、T K C会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K Cが第三者として証明するものです。

金融機関においては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、貸出先である中小企業に対して経営改善計画の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的なモニタリングといったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、コンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、T K C会員による巡回監査での指導のもと適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

(6) 改正消費税法への対応について

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（以下、改正消費税法）」により、消費税率は平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。

当社のシステムは複数の税率テーブルを持ち、各税率テーブルに5つの税率を登録することが可能となっており、今回の消費税法改正による税率変更への基本的なシステム対応はすでに完了しています。今後は、入力忘れ等に対するアラーム機能など、適正な会計処理を支援する機能の強化を行ってまいります。

なお、『国税庁レポート2012』によると、適正かつ公平な課税を実現するため重点的に取り組んでいる調査事項として「消費税の不正還付申告の防止」が挙げられています。また、仕入税額控除の記帳要件が不備であることにより、仕入税額控除が否認されるようなケースも生じています。当社のシステムでは、かねてよりこの仕入税額控除の記帳要件である4項目を入力するための専用の入力欄を設けていますが、一層の万全を期するため、仕入税額控除を正しく適用していただくための機能強化を当第3四半期において実施いたしました。

(7) 「会計事務所の業務品質と経営効率の更なる向上を図る」ための活動

会計事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、同法第41条（業務処理簿の作成）及び第41条の2（使用人等に対する監督義務）を遵守する事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

当社では、こうした事務所体制の構築を支援するため、会員事務所の生産性と業務品質の向上を目的として開発した「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用を促進しています。また平成24年10月15日からは、クラウド技術を活用した「OMSクラウド」をラインアップに加え、平成25年6月30日現在で約5,700事務所（前年同月比102.5%）において利用されています。

(8) 未入会税理士へのT K C全国会入会促進活動

「中小企業経営力強化支援法」への対応を機に、T K C全国会及び当社に対する未入会税理士からの評価が高まっています。

当社ではこれに対応し、6月24日に広島において「私たちはこう動く！T K Cの新たな挑戦」と題した、T K C全国会に入会されていない中堅・大型事務所向けの会計事務所経営セミナーを開催いたしました。参加された26の中堅・大型事務所の税理士からは、「従来感じていたT K Cのイメージが変わった」「情報量が全く違う」などの評価をいただきました。

今後も各地域で同様のセミナーを開催し、T K C全国会への入会促進を強化してまいります。

(9) 「T K Cの新しい経営戦略2020」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「T K Cの新しい経営戦略2020」に基づき、T K C会員事務所のさらなる発展を支援するため、関与先拡大支援、優良関与先の離脱防止、T K C会員事務所の経営承継支援を展開しています。

関与先の拡大支援

1) 小規模企業の増加への対応

『平成24年経済センサス 活動調査（速報集計）』によれば、わが国の法人企業約165万7,000社（公務・非農林漁業）のうち、10人未満の小規模企業は約125万7,000社と全法人の75.8%を占めています。また国税庁の「売上階級別の法人数の推移」では、売上規模の小さい企業数が年々増加する一方で、売上規模の大きい企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とする小規模企業向けに会計、給与、請求をワンパッケージとしたシステム「e21まいスター」を提供しています。

本システムには、3年間無償で利用できるホームページ作成サービスなど小規模企業の経営に役立つ機能（玉手箱機能）も搭載しており、高い評価を得ています。e21まいスターは、平成25年6月30日現在で約2万社にご利用いただいています。

また、平成25年6月3日よりカシオ社の「ネットレジ」の販売を開始しました。これは、小規模企業のうち小売業、宿泊業・飲食サービス業などへ「T K C方式による自計化推進」を支援し、「店舗業務の効率化」と「店舗業務と会計の連携」を実現することを目的に実施したものです。ネットレジは、改正消費税の施行日に合わせた新税率適用にも対応しています。

2) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として子会社の海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理の強化が必至となっています。また、IFRS（国際財務報告基準）については、平成25年6月に金融庁企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を提示し、IFRS任意適用要件の緩和とともに、いわゆる「日本版IFRS」の検討を始めることを明らかにしました。これにより今後、上場企業を中心に任意適用企業が拡大するものと見られ、中堅・大企業の会計処理にも影響することが予想されています。

一方、税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加しています。国税庁が公表した平成23年度分の「会社標本調査」によれば、連結親会社は1,086社（前年比22%増）、連結子会社は8,103社（前年比24.1%増）となり、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっています。こうした動きは、国が進める「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」とも相まって、今後一段と加速すると想定されます。

当社では、中堅・大企業向けに「T K C連結グループソリューション」（連結会計システム「e C A - D R I V E R」、連結納税システム「e C o n s o l i T a x」、税効果会計システム「e T a x E f f e c t」、法人電子申告システム「A S P 1 0 0 0 R」、統合型会計情報システム「F X 5」）を開発・提供し、平成25年6月30日現在で約1,800企業グループ（約1万1,500社）に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業グループにおいては、T K C会員が子会社の税務顧問に就任したり、会計・税務に関わる各種コンサルティング・サービスで契約を締結するケースも増え、中堅・大企業市場におけるT K C会員の関与先拡大に資する成果も目立ってきました。

当第3四半期においては、T K C全国会中堅・大企業支援研究会（平成25年6月30日現在の会員数は約1,100名）と連携して、「税務コンプライアンス」（基調講演講師：国税庁調査査察部）や「企業結合に関する会計基準の対応準備」などをテーマに会計/税務セミナーを開催したほか、T K C連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

3) T K C全国会研究会への支援活動

T K C全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人等）個々の分野の会計と税務に精通したT K C会員による研究会を組織し、非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでもT K C全国会社会福祉法人経営研究会では、「新会計基準対策プロジェクト」を組織し、T K C会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。

当社では、こうした研究会の活動を支援するため、小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「T K C社会福祉法人会計データベース」と中・大規模社会福祉法人向けの「F X 4クラウド（社会福祉法人会計用）」を提供しています。特に、新「社会福祉法人会計基準」の施行にあわせて提供を開始した「F X 4クラウド（社会福祉法人会計用）」は、平成25年6月30日現在で約500法人に採用されています。

また公益法人向けでは、平成24年9月28日より「F X 4クラウド（公益法人会計用）」の提供を開始し、平成25年6月30日現在で約500法人に採用されるなど、公益法人市場におけるT K C会員の関与先拡大を支援しています。

優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業向けの統合型会計情報システム「F X 4クラウド」の利用企業数は、平成25年6月30日現在で約2,600社となりました。このシステムは、T K C会員事務所の中堅関与先の離脱防止と関与先拡大を支援するべく提供しているものです。

T K C 全国会では、「F X 4 クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を活動目的とする T K C 全国会中堅企業自計化推進プロジェクトを組織し、T K C 会員に対し F X 4 クラウドの関与先への導入を勧奨しています。

当第 3 四半期においては、F X 4 クラウド推進宣言事務所を募集するとともに、活用事例を共有化するための「F X 4 クラウド積極活用研修会」を延べ196回開催いたしました。その結果、平成25年6月30日現在で F X 4 クラウド推進宣言事務所は3,000を超え、「F X 4 クラウド積極活用研修会」へ約2,100の T K C 会員事務所が参加しました。

T K C 会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進む中で、経営承継は T K C 会員事務所においても避けて通れない問題であることから、当社では「T K C 会員事務所承継支援室」を設置し、T K C 全国会総務委員会の指導のもとで T K C 会員事務所の円滑な事業承継を支援しています。

(10) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「L E X / D B インターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる約24万5,000件（平成25年6月30日現在）の判例等を収録しています。また、L E X / D B インターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「T K C ローライブラリー」には約83万件の文献情報、44の「専門誌等データベース」を収録し、T K C 会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成25年6月30日現在で1万4,500を超える機関に利用されています。

当第 3 四半期においても、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しています。特に、株式会社ぎょうせい殿との共同販売体制強化の一環として、判例・法令・文献情報を統合した T K C ローライブラリー基本サービスセットと、「交通事故民事裁判例集 W e b」、「交通事故損害賠償事例データベース」、「ビジネス法務 W e b」等の実務に役立つコンテンツの販売促進に取り組むとともに、同社の全国ネットワークを生かし、「法律事務所実務セミナー」を定期的に開催し好評を博しています。

また、平成24年11月に司法研修所での修習を開始した司法修習生に対し「T K C ローライブラリー（司法修習生版）」の提供を開始し、順次契約者が増加しています。

さらにアカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「T K C 法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、平成25年度も71校で利用されています。同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」等の演習システムには、司法試験の過去問題を追加するなど定期的なレベルアップを図っています。

一方、「T K C ローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、平成25年6月30日現在で大韓民国の政府機関やロースクール、台湾の司法院や法学部を擁する主要大学で50ライセンスが利用され順次拡大しています。今後もアジアをはじめとする各国の研究機関等や大学での利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「T K C 行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、小規模団体から中規模団体（人口50万人程度）までを対象とする「T K C 行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

T K C 行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「T A S K クラウドサービス（T A S K . N E T）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「T A S K アウトソーシングサービス」により構成されています。クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限

に生かした T K C 行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、T A S K クラウドサービスのうち基幹系システムでは、平成25年6月30日現在、約20団体で稼働しています。また、自治体クラウド共同化事業として埼玉県町村情報システム共同化推進協議会（埼玉県内18町村が参加）を受注したほか、いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会（茨城県内4市町が参加）の優先交渉権者に指名されました。また、新規団体として栃木県足利市も受注しています。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「T A S K クラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは平成25年6月30日現在で約700団体に利用されており、そのうち600団体超において地方税の電子申告の受付が実施されています。また、平成25年1月より課税資料の効率的な検索照会を可能とする「T A S K クラウド課税資料イメージ管理サービス」の提供を開始しました。これは、所得税確定申告書や給与支払報告書などの各種課税資料をイメージ化して、T K C のデータセンターで一元管理し効率的な閲覧・照会を可能とするサービスで、平成25年6月30日現在で約10団体に利用されています。

(3) 「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市町村を対象にクラウド方式で展開する初のサービスで、平成25年6月30日現在で約10団体に利用されています。

(4) 法律及び制度改正等への対応

「地方公会計制度改革」への対応

当社では、「T A S Kクラウド公会計システム」の機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「T A S Kクラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるPDCAの確立を支援する「T A S Kクラウド行政評価システム」など、サブシステムの拡充に取り組んでいます。

当第3四半期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してT A S Kクラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。こうした活動の結果、47期における受注件数は、新規で9団体、リプレースで9団体となっています。

また、財務書類の作成において多くの市町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度に基づく決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「T A S Kクラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成25年6月30日現在で50団体超に利用されています。

「T A S Kクラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成26年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとして、平成24年4月より「T A S Kクラウド公営企業会計システム」の提供を開始し、平成25年6月30日までに奈良県基幹システム共同化検討会（県内6市町が参加）を含む32団体から受注しました

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（D P S）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当期の売上高は選挙関連商品のスポット受注がありましたが、ビジネス帳票の需要減退、D P S商品の受注数量減少により、前期比0.8%減の売上となりました。

財政状態

1. 資産・負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

(1) 資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、68,287百万円となり、前連結会計年度末69,588百万円と比較して1,301百万円減少しました。

流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、29,676百万円となり、前連結会計年度末31,645百万円と比較して1,968百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金、売掛金が減少したこと等によるものです。

固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、38,610百万円となり、前連結会計年度末37,943百万円と比較して、666百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券が増加したこと等によるものです。

(2) 負債の部について

流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、7,118百万円となり、前連結会計年度末11,171百万円と比較して、4,052百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等、買掛金及び賞与引当金が減少したこと等によるものです。

固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、4,589百万円となり、前連結会計年度末4,459百万円と比較して、130百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金及び「その他」に含まれている長期設備未払金が増加したこと等によるものです。

(3) 純資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、56,578百万円となり、前連結会計年度末53,958百万円と比較して2,620百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものです。

なお、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は80.9%となり、前連結会計年度末75.6%と比較して5.3ポイント増加しました。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は121百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 121,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,561,300	265,613	-
単元未満株式	普通株式 48,133	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	265,613	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	116,100	-	116,100	0.43
株式会社T K C 出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	121,600	-	121,600	0.45

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,614	21,709
受取手形及び売掛金	5,916	5,114
たな卸資産	506	464
その他	2,659	2,435
貸倒引当金	51	47
流動資産合計	31,645	29,676
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,156	5,828
土地	6,385	6,347
その他(純額)	1,884	1,657
有形固定資産合計	14,426	13,833
無形固定資産	1,188	1,399
投資その他の資産		
投資有価証券	4,276	5,817
長期預金	13,200	13,200
差入保証金	1,373	1,362
その他	3,493	3,008
貸倒引当金	13	9
投資その他の資産合計	22,329	23,377
固定資産合計	37,943	38,610
資産合計	69,588	68,287
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,782	1,626
短期借入金	45	88
未払金	3,168	2,837
未払法人税等	1,644	114
賞与引当金	2,494	1,086
その他	1,036	1,364
流動負債合計	11,171	7,118
固定負債		
長期借入金	15	2
退職給付引当金	3,526	3,618
その他	917	968
固定負債合計	4,459	4,589
負債合計	15,630	11,708

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	42,460	44,011
自己株式	143	194
株主資本合計	53,426	54,926
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	783	286
その他の包括利益累計額合計	783	286
新株予約権	30	55
少数株主持分	1,284	1,310
純資産合計	53,958	56,578
負債純資産合計	69,588	68,287

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
売上高	40,288	38,344
売上原価	14,659	13,999
売上総利益	25,628	24,344
販売費及び一般管理費	19,881	19,862
営業利益	5,747	4,482
営業外収益		
受取利息	25	20
受取配当金	83	78
受取地代家賃	26	26
持分法による投資利益	8	14
その他	20	33
営業外収益合計	165	174
営業外費用		
支払利息	2	2
自己株式取得費用	0	0
貸倒引当金繰入額	22	-
その他	1	0
営業外費用合計	26	2
経常利益	5,885	4,654
特別利益		
固定資産売却益	-	0
段階取得に係る差益	7	-
特別利益合計	7	0
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	19	6
投資有価証券売却損	35	-
投資有価証券評価損	43	7
減損損失	-	29
特別損失合計	98	43
税金等調整前四半期純利益	5,795	4,610
法人税、住民税及び事業税	1,899	1,022
法人税等調整額	931	834
法人税等合計	2,830	1,856
少数株主損益調整前四半期純利益	2,964	2,754
少数株主利益	24	23
四半期純利益	2,939	2,730

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,964	2,754
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	121	1,077
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	121	1,077
四半期包括利益	3,086	3,831
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,056	3,801
少数株主に係る四半期包括利益	29	30

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第 1 四半期連結会計期間より、平成24年10月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期連結累計期間に係る減価償却費 (のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。) 及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
減価償却費	1,819百万円	1,470百万円
のれんの償却額	22百万円	- 百万円

(株主資本等関係)

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年 9 月30日	平成23年12月26日	利益剰余金
平成24年 5 月10日 取締役会	普通株式	586	22	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月18日	利益剰余金

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	586	22	平成24年 9 月30日	平成24年12月25日	利益剰余金
平成25年 5 月14日 取締役会	普通株式	585	22	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月17日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	27,836	10,003	2,448	40,288	-	40,288
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	21	0	1,465	1,487	1,487	-
計	27,858	10,003	3,914	41,775	1,487	40,288
セグメント利益	3,717	1,899	128	5,745	1	5,747

(注)1. セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	28,263	7,619	2,460	38,344	-	38,344
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	21	0	1,424	1,446	1,446	-
計	28,285	7,620	3,884	39,790	1,446	38,344
セグメント利益	4,096	280	100	4,476	5	4,482

(注)1. セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			計	調整額	連結財務諸 表計上額
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業			
減損損失	2	2	-	4	24	29

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	110円14銭	102円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,939	2,730
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,939	2,730
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,690	26,624
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	110円10銭	102円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	10	46
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年5月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 585百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 22円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年6月17日

(注) 平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月12日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。